

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和3年3月18日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和3年3月18日(木) 午後1時00分～午後1時46分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 森 美和子
副 部 会 長 鈴木達夫
部 会 員 中島雅代 森 英之 岡本公秀
伊藤彦太郎 服部孝規
会 長 中崎孝彦
副 会 長 尾崎邦洋
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 井分信次 議事調査課長 渡邊靖文
村主健太郎 大川真梨子
- 6 案 件
1. 第65回検討部会の確認事項について
(1) オンライン会議の実施について(検討課題48)
2. 議会改革白書2021への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) オンライン会議の実施について(検討課題48)
4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後1時00分 開 会

○部会長（森 美和子君） 皆さん、こんにちは。

定例会中の会議になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議会改革推進会議「第66回検討部会」を行いたいと思います。

1点目、前回65回の検討部会の確認事項について、事務局から説明いたさせます。

大川さん。

○議会事務局員（大川真梨子君） 前回は3月2日ですが、オンライン会議の実施についてということで検討課題48として新規カルテを作成した内容を確認していただきました。

こちらはコロナ禍の状況を鑑みて、また条例改正は定例会のタイミングでしか行えないといったことから、最優先の検討課題としてご議論いただきました。

ご議論の結果ですが、まずオンライン会議を開催するケースに関してですが、委員会の開催方法の特例について定める必要があるが、どのような場合を想定するのかにつきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置の観点による場合を想定する。また、全員がオンラインにより自宅から会議に参加するという結論になりました。

次に、オンライン会議の対象についてですが、こちらに関しては、非公開会議（秘密会）をどうするのかにつきまして、非公開会議（秘密会）はオンライン会議の対象から除外するという結論になりました。

採決を採る会議の取扱いをどうするのかに関しましては、自由討議・討論までは行うが、採決は通常通り会議が開催できる状況になってから行うという結論になりました。

次に、委員会条例に関連する内容に関しましては、まずオンラインで開催することの決定者につきまして、会議の招集権者である委員長等とするという結論になりました。会議は原則公開と規定しているため、傍聴対応をどうするのかという点につきましては、公開するという結論になりました。

なお、傍聴者への対応として、ユーチューブや神戸総合速記株式会社のシステム活用などが考えられるが、それ以外の方法も含め、部会長・副部会長、事務局で調査するということになりました。

また、オンライン会議の傍聴対応に伴い、会議の映像配信の範囲を拡大するのであれば、執行部との調整が必要な旨、事務局から説明をさせていただきました。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 前回決定した事項について、確認をさせていただきました。

これについて何かありましたら、よろしいでしょうか。確認事項ですので。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） それでは、事項書2. 議会改革白書2021への掲載内容についての確認ですが、これはもうありませんので、次に進めさせていただきます。

それでは、議題に入らせていただきます。

オンライン会議の実施についてを議題とします。

前回の検討部会で議論した後の変更点等について、事務局から説明をお願いします。

渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） それでは、前回の検討部会で検討した結果、それから課題の対応策というあたりで説明をさせていただきます。

まず1つ目は、全員がオンラインによる自宅からの会議参加ということで例規を整備しようと思っ

ておったんですけど、運用として、例えば家族の方が感染をして議員さんが濃厚接触者になってしまったと。その場合に、ほかの議員さんには特に影響がないということであれば、基本的にはこちらで委員会を開催して、その濃厚接触者の方だけ自宅からという会議の運営もあり得るのかなということ、一応例規上は、1人、2人、単独の参加もできるような形の例規で一応整備していこうというふうにちょっと改めようと思っております。

それから2つ目が、非公開会議（秘密会）はオンラインの対象から除外をとということで前回決めていただきました。その中で、危機管理対策本部が非公開会議なわけですが、実際、コロナ禍の中では、一番これがオンラインで開催する可能性が高い会議だろうということで、例えばこの危機管理対策本部を公開会議に指定すればいいんじゃないかというふうなご意見もいただきました。

そんな中で、セキュリティーの問題が一番、こここのところには関わってくるということで、そのオンライン会議のソフト、今一般的に使われておるのはZ o o mですけども、市のほうはW e b e xというシスコシステムズのソフトを使っておるわけなんですけど、これのセキュリティーを執行部のほうへ確認したんですけど、執行部も実際に今経営会議をこのW e b e xを使って今やっておるということで、かなりしっかりした業者でサーバーもしっかりしておるということで、セキュリティー的には大丈夫だろうというふうな見解もいただきましたので、一応危機管理対策本部、非公開会議はそのまま非公開として緊急の場合はオンラインでやれるというふうな、ちょっと特例扱いなことではどうかと。非公開を公開というよりも、そのほうがいいのかということの特例扱いでいかせていただければと思います。

それから3つ目が、採決だけはオンラインではやらないというふうなことで日を改めて、採決は出てきてもらってやるということを決めていただきましたが、当然採決の前に討論もありますので、討論、採決の日にちを改めるということで、そのオンライン会議では議案審査ですと自由討議までというふうなことでいったほうがいいのかということ改めさせていただこうと思います。

それから、傍聴者への対応ということで、ユーチューブか、今の神戸総合速記のシステムを改修して見てもらうような、いずれにしても映像を配信して傍聴の代わりに自宅で市民の方に見てもらう方法を考えておったわけですけど、その神戸総合速記のシステム改修には200万ほどかかるというふうな話もございました。よほど緊急性がない限りやらない会議のために、さすがに200万の改修をかけるのもちょっとどうかと思いましたので、ちょっといろいろ考えて工夫して、ちょっと見ていただきたいんですけど、これ、Z o o mでやるとこういうふうな形の画面が分割されて出てきます。オンライン会議が始まったときにタブレットを1つ議場へ持ち込みまして、議長席の横にカメラがありますが、あれで撮影するとこういう形できれいに映るんです。その撮影したものを通常のライブ配信の形で流せば何ら費用もかからず流せます。ただ、画像は少し悪くなると思いますが、別に緊急なオンラインで画像のきれいさを求めるものでもないで、あくまで傍聴用に補完的という意味ですので、こういう形での配信で十分なのかなということ、これなら経費はゼロでございます。

それからもう一点、もしオンラインで定例会中の委員会をやるとなると、議案審査が終わりましたら資料説明と一般質問があります。資料説明、一般質問は今現在もライブ配信の放映はしておりませんので、ただ、傍聴対応を考えるとここまで映像を出していく必要があります。ですので、執行部のほうにこの場合の映像の配信について意見を聞きましたらそれは問題ないと。このオンラインのときに映像が出るのであれば、通常のオンラインでない定例会中の委員会の際の一般質問や資料説明も、

流すことに対してはどうかと併せて確認を取りました。そうしたら、それについても流してもらって構わないという結果をいただきましたので、例えば6月定例会から通常の定例会のときの委員会で資料説明、一般質問も放映することも可能となりました。これについては、放映の関係は広聴広報委員会ですので、3月定例会が終わりましたら広聴広報委員会がございますから、そこで6月定例会以後、一般質問まで放映するのかどうかの最終確認をその委員会でしていただきたいというふうに思っております。

ただ、オンラインでやるときの会議で、やはりこれは緊急性、それプラスなるべく時間をかけずに短時間で会議を終わらせる必要があるのでは、恐らくそういう場合は、資料説明と一般質問に関してはその日にはやらずに、通常会議ができるようになった時点でやることのほうが賢明かなとは思っておりますので、運用もそういう運用になっていくとは思っています。

以上が、前回でちょっと変更した点と、それから課題を解決に向けて考えた点ということでございます。以上です。

○部会長（森 美和子君） 今、課長から説明いただきました。前回の決定事項から課題の整理をさせていただきますので、今5点、皆さんにお伝えさせていただきましたけど、何かこの点について発言があればどうぞ。

全員でオンライン会議をするという想定が、単独も可能やということが1点。それから、非公開（秘密会）の会議に関しては、危機管理対策本部は特例として認めようじゃないかということが2点目。それから、討論、採決を一体として自由討議までをオンラインで行うということが3点目。それから、傍聴者への対応が、先ほどのお金をかけずにやっていくということ。それから、最後が一般質問と資料説明についての件でありますけど、この5点について、何か質問があればどうぞ。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 私柔軟性のある対処をと言うていた立場でもあったもので、全員がオンラインじゃなくて個々がオンラインというケースも認めていったほうがいいとは思っていましたが、こういう形で本当にいいことやと思いますし、ほかの点につきましても、委員会の一般質問とかも配信する話も非常に大事な事だと思っておりましたので、先ほどの提案自体は全て私は了承したいなという思いであるんですけども、1点だけ、全員がオンラインじゃなくて個々がオンラインという話になったときに、ちょっとふっと気がついたというか、費用弁償の問題だけ、どういうふうにするのかなというのが気になったもので、これは全員がオンラインの場合も当然出てくる話だと思っておりますけれども、これが多分ちょっと、いいか悪いかとかじゃなくて、単に費用弁償のどこかの規定とか、その辺の条項に影響してくるんだらうと思ったもので、その辺の確認だけお願いしたいなと思います。

○部会長（森 美和子君） 課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 今現在、費用弁償に関しましては、1キロ23円掛ける距離でっております。ですので、1回幾らではございませんので、2キロ未満の議員さんには費用弁償は支給されていないという状況でございますので、自宅ということですので、通勤距離はゼロということになるので、費用弁償はないということになるかと思っております。

○部会長（森 美和子君） ほかに。いいですか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） Webexを使うということに関しても、もうそれにさせていただきます

かなと執行部のほうも使っていますので、そうさせていただこうかなと思います。

じゃあ、この点についてご意見がなければ次に移らせていただきます。

次に、条例改正について事務局から説明をお願いします。

村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） それでは、委員会条例の一部改正についてご説明いたします。

資料1の条例改正の背景と趣旨をご覧ください。

まず提案理由というか、改正理由でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く状況下においては、委員会の開催場所に委員全員が参集することが困難となる場合が想定されます。このことから委員会について、新型コロナウイルス感染症、その他重大な感染症の蔓延防止の観点等から開催場所への参集が困難な場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法——これを以下オンラインと申し上げますが——を活用して開催できることとするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、ちょっとここで資料が逆になって申し訳ございませんが、A3の資料3、横の他市議会の表、改正例の表をご覧くださいと思います。

こちらはオンラインによる委員会開催のために、既に改正を行った他市の4議会の委員会条例の規定でございます。これ以外にも県議会を含め、幾つかの議会が改正を行っていますけれども、改正内容はほぼ同じ手法でございます。

まず、どの委員会条例にも委員会は委員長が招集するという既存の規定がございまして、その直下に枝番号の条として特例規定を追加しております。枝番号で入れるのは、恐らくこれ以降の条項ずれを回避するためでございます。

この特例規定の内容につきましては、もうほぼ全て第1項目めで委員長は重大な感染症の蔓延防止の観点等からという柱書がありまして、その後、映像と音声の送受信において相手の状態を相互に確認しながら、いわゆるオンラインを活用した委員会を開催できるとしております。その上で真ん中どころの2つ、知立市や取手市のように委員長が開催を判断したオンライン委員会に出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならないという規定を置きまして、こちらのほうにつきましては、前回の会議で確認をいただいております。

そしてあと、条例の規定のうちで特に問題になるのが出席をしている委員について言及している部分、これは委員会条例では定足数、それから表決、表決というのは、過半数議決と委員長の裁決権を定めている範囲でございますけれども、そして一つ、会議の記録というところにも出席委員の規定が出てきますが、これらの出席というものがオンラインによる出席の状態も含んでいる、オンラインの出席も含むとみなされるように定義づける手法が一般でございます。

その際の規定方法といたしましては、大東市や知立市、取手市、大東市は第12条の2第2項、知立市の第15条の2第3項、取手市では、一つ下の条の第16条第2項で出席委員とする、あるいはみなすという規定を置いてございます。あとこれ以外の改正部分としては、委員会条例に秘密会を議決で決めることができますけれども、オンラインによる委員会は、秘密会はオンラインではできないということを明記しております。

なぜ殊さらにこの秘密会の除外を書くところがあるかと申し上げますと、お手元の資料、すみません、一番下にありますけれども、総務省通知、これは昨年、感染拡大が起こったときにオンライン委

員会の要請が出た際に総務省が出した通知でございますけれども、こちらの総務省文書、後半はQ&Aになっておりまして、これら辺りの8ページにちょっとマーキングさせていただいておりますけれども、第三者が容易に委員会の様子を閲覧し得る環境の下で秘密会を開催することは適当ではないと考えるという総務省の回答があったため、このような形で秘密会については除外をしているということでございます。

これらの改正を前提といたしまして、本市議会の委員会条例の改正でございますけれども、申し訳ございません。もう一度背景と趣旨に戻っていただきますとともに、2枚目の資料の赤字で委員会条例の実際の条文に落とし込んだ形でお配りさせていただいております。

まず改正内容は、委員会、この場合の委員会というのは、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を指しますけれども、オンラインを活用して開催できるよう開催方法の特例を第15条、本市は第15条招集の次に第15条の2として追加するものでございます。

この15条の2第1項では、委員長は新型コロナウイルス感染症、その他重大な感染症の蔓延防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、オンラインを活用した委員会を開催することができることとします。

なお、オンラインの必要があると認めるこの状況の表現ですけれども、前回の会議では新型コロナウイルス感染症に起因する場合と決定をさせていただいたところでございますけれども、今後は新型コロナウイルス感染症が再興する場合や、既に発生している変異株による発症やコロナに比肩し得るような未知の感染症なども想定されることから、先ほどのちょっとご案内しました総務省通知1枚目に戻りますとマーキング部分で、こういう場合においてはオンラインを開催することは差し支えないという見解がございまして、ここの文章を引用させていただくような形で、かつこのときはコロナに限定していただきますけれども、その他重大な感染症の蔓延防止のためとさせていただくことといたしました。

次に、第15条の2第2項で、委員は委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならないことといたします。

次に第3項で、この前項、第2項の委員長の許可を得た委員がオンラインによる出席をした場合における第16条、定足数ですね。それから第17条第1項、表決及び第30条第1項、会議の記録の規定の適用については、当該委員は委員会に出席したものとみなすとして法制上の擬制を適用するものでございます。

そして第4項では、オンラインを活用した委員会の運営に関し、必要な事項は議長が別に定めるとことといたしまして、条例では規定し切れない詳細事項を別の形式に定めることを委任するものでございます。

施行日は公布の日といたしておりますので、条例の改正内容については以上でございます。

続きまして、条例以外に議長が別に定めるとしてオンライン委員会の運営上、最低限定めておく必要があると思われる事項について、引き続き説明をさせていただきご意見等を賜りたいと存じます。

次に、資料4のオンラインを活用した委員会、オンライン委員会の運営についてでございます。

こちらは、既に大阪府議会が感染拡大中の昨年5月に条例改正を行うとともに、この運用に係る要綱を定めておりまして、そこでの内容を参考に必要と思われる項目を要綱形式ではございませんけれども、ちょっと列記させていただいております。

オンライン委員会の実際の運用に際しては、細かいことも含めまして多くのことを決めていく必要

があると思いますが、少なくとも条例に書き切れない開催から議事運営に関わる事項を要綱として定めるつもりをしております。

まず1つ目ですが、オンライン委員会の開催についてですが、開催に至る手順は条例上では書いてありませんけども、次のようであると考えます。

まずオンライン委員会の開催が必要となる要因、例えば全国的な感染拡大の状況や委員自身の感染、または感染のおそれが生じた場合、委員長が判断をいたします。他市議会では、副委員長等の意見ということで、この折に会派代表者の意見も聞くとする議会もありますけれども、委員長の判断がございまして、開催を決定した場合は、委員とそれからほかの議員にも通知をします。次は、その②ですけども、通知を受けてオンライン出席を希望する委員は、申請書を委員長に提出。③といたしまして、委員長は申請書を提出した委員の委員会室への参集が困難であると認めるときはこれを許可します。ただ、緊急時には、これらのやり取りを電話やメールですることになるかと思われまます。

次に、執行部の出席の部分でございます。

執行部の出席、説明や答弁につきましては、このオンラインの条例改正をしたほとんどの議会で条例上の規定を特に変えてはおりません。しかしながら、例えば神奈川県藤沢市議会などでは、オンラインを利用した委員会を開会、または既に開会している場合で、通常委員会への出席を求められている執行部がオンラインによる出席を希望する旨の意見を提出したときは、委員長はこれを認めることができるとはしております。これからしますと、執行部はやはり庁舎の会議室からオンラインシステムを介して説明、答弁等を行っているかと推測します。

次に、2といたしまして、オンラインにより出席する場合の要件の（案）でございます。

これは、前回、委員の皆様からもご意見がありましたように、自宅等からのオンラインの場合は、その環境が適切であるかどうかは最終議員個人の姿勢に委ねる部分になるかということで、大阪府議会では、これらの項目をオンライン出席委員の責務として定めてございます。ただ、ここに上げたもののうち、（1）、（2）、（3）などについては、オンラインのために用いるシステム、ツールの性能やセキュリティー能力にも関わってきますので、一概に委員の責務とまでは言えない部分があるかと思いますが、ちょっと読み上げさせていただきますと、1. 委員会開会予定時刻の30分前までに議会事務局との間で通信環境が良好に保たれていることを確認すること。

2. 現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにすること。

3. 情報セキュリティー対策を適切に講じること。

4. 現にいる場所（自室等）に委員（自分）以外の者を入れないこと。

5. 委員会に関係のない映像や音声が入り込まないようにすることということでございます。

次に、裏面に参りましてオンライン委員会の議事についてでございますけれども、オンラインの会議が一番問題になるのが委員本人であることの確定でございます。これはシステム的に、例えば専用のパスワードを付与する等の方法があるにせよ、やはり最終は映像と音声による特定になると思われまますので、大阪府議会などでは、オンラインにより出席する委員本人の映像と音声を確認できる場合に限り出席委員と認める。これは根拠はありませんけれども、本人と特定できたらということですね。委員長の表決宣告の際、上記の状態が確認できないオンライン出席の委員は表決に加わることができないということを要綱に定めております。

実際の議事の部分でございますけれども、前回の会議でオンラインの委員会では採決は行わず自由討議までとし、採決は後日行うというイメージを確認いただきました。これに対して、先ほど課長からご説明させていただいたとおり、事務局としては、採決をしないのであれば討論もその場ではしないのではないかとということで、(2)の議案等の表決につきまして、議案に対する討論及び表決、それから請願の採択または不採択に係る表決はオンライン委員会では行わないと考えております。ただし、これに対しまして委員会の議事においては、例えば簡易表決など採決を経なければ議事が進んでいかない場合がありますので、これらにつきまして、その他の表決としまして(案)でございますけれども、オンラインにおける簡易表決は、(案)として、問題についての異議の有無は、委員長がオンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に諮り、かつその発言により認定する。

それから、オンラインにおける簡易表決ではございませんけれども、挙手ですね。議案等の採決以外に挙手の採決が必要になった場合の(案)としまして、例えば簡易表決の結果、異議がある場合等で挙手による表決を採ろうとするときは、オンラインによる出席委員の可否を挙手と発言により一人ずつ確認した後、委員会室に出席している委員の可否を挙手により確認し、オンライン出席員の可否と合算して多少を認定するという案でございます。これは大阪府議会がこのような表現をしておりますけれども、ただ、ここまで綿密な採決の賛否の確認をするかどうかというのは難しいところでございますけれども、挙手に当たってはこのようでございます。

簡易採決は発言により認定するといったしました。それが一番円滑にというか、スピーディーにいくかなと思ったんですけれども、通常の会議であってもなかなか「異議なし」の発声は判然としない場合もございますことから、オンラインの場合は簡易表決であっても挙手をしてくださいと、挙手という方法を取ってもいいのかなというふうにも思いますし、実際にそのようにしている議会の例もありました。これもシステム上で賛成ボタン、アイコンなんかが使えればそれによる方法も考えられますけれども、現状はこのようでございます。

次に、(4)の提出資料の説明と一般質問等でございますけれども、前回の会議でこのオンライン化を機に議事公開の要請への対応の観点から、現在配信していない委員会の資料説明とか、資料説明以降も配信していく方向で確認をいただきまして、先ほど課長からも説明もございました。

ただ、これはちょっとそれに逆行する部分ではございますけれども、配信範囲の拡大はそれはそれとして、オンライン委員会というのは緊急時の特例であって、かつどうしても制約のある会議でございますので、会議時間の短縮等の観点から、オンラインは議案審査に限定するなどの運用も考えられます。

次に、(5)のオンライン委員会における秩序保持でございます。

これは市議会によりましては、オンラインによる出席委員が委員会の秩序を乱す場合等における委員長の命令に従わないときは、委員長はその委員の回線を遮断して映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができると。これも大阪府議会ですけれども、そういうことまでしているところもあります。オンライン上のシステムも必要ですけれども、オンライン委員会での秩序保持のためにそのような仕組みを持っている議会もございます。

次に、6の議事の公開の要請への配慮でございます。

これは先ほどの総務省通知のQ&Aの4ページ目にもございますんですけれども、やはり通常の委員会であれば傍聴が可能ですが、オンラインでは会議室に入って傍聴していただくことは難し

いので、先ほどの配信のツールを使っての手法で、オンライン委員会の議事はインターネット上で動画を公開するといった手法が考えられます。

次に、7のその他といたしまして、先ほどのオンライン委員会が現状ではまだ特例、緊急的なものであるという観点に立てば、請願者の趣旨説明などが当市はございますけれども、（案）としては、申出があってもオンラインの会議にした時点でお断りするなどの運用も考えられます。

最後になりますけれども、一番下の今回オンラインに係る条例改正を行うのは委員会のみでございます。ただ、会議規則には協議等の場というのがございまして、全員協議会、正副委員長会議、各常任委員会協議会、それから議会改革検討部会、それから広聴広報委員会、これら協議等の場の会議につきましても、オンラインによる開催が可能となるよう委員会条例や、ただいま説明させていただいたようなオンライン上の運用を参考にして、それぞれの根拠規程がございますので、特例を定めることとする予定でございます。

長くなりましたけれども、以上が現時点でのオンラインの運用に関する事項となりますので、ちょっと運用についてご想像をいただき、ご意見を頂戴したいと存じます。よろしく申し上げます。以上です。

○部会長（森 美和子君） それでは、最初に、この条例改正について何かご意見があれば、改正案についてお聞きしたいと思います。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 条例改正の改正内容の1のウ、委員長の許可を得た委員がオンライン云々ですね。第16条の定足数というのと、第30条の記録というのは分かったんですけども、第17条第1項の表決、このオンラインの場合は自由討議までとして討論や採決は省くという中で、第17条の表決がここで入っているのは違和感を持ったんですけども、ただし、その後、ずうっと説明を受ける中で、いわゆる簡易表決等も含まれるから、ここで第17条の1、表決というものを入れたのか。もし入れるとするならば、紛らわしいから表決という表現よりも簡易表決等ぐらいで変えたほうがいいんじゃないかなという思いもしたんですけど、私、勘違いしていますか。ちょっと説明していただきたい。

○部会長（森 美和子君） 渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 簡易採決の場合は特に異議なしということでございますので、それはちょっと違うとは思いますが、通常の簡易採決以外でも、例えば議案審査中にある委員さんが動議を出したと、動議を認めるかどうかを諮る必要がございます。ですので、最終議案の採決以外にも、やはり会議中に表決を採らんといかん事態が起り得るということで、今回、この表決も改正していくということでございます。

○部会長（森 美和子君） 鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 一定の理解はさせていただきました。ただ、オンライン会議が何度も言うように表決を採らないという前提に立つと、ちょっとここに私は違和感を感じたということですね。内容を聞けば、議案に対する賛否だけでなく動議等、異議なしとは別にあるんだということを確認させてもらいましたんでよろしいですわ。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

森委員。

○部会員（森 英之君） 条例案等の運営については、きっちり詰められているのでおおむね問題ないと思うんですが、1つ、懸念は、オンラインに出席する場合の要件にもありますけれども、通信環境が良好に保たれていることということなんですが、万が一、会議の途中でそういう不測の事態が起こったときの議事の記録であるとか、その辺の担保というか、その辺りは何か考えておく必要があるのか。それとも運営について考えればいいのか、あるいは条例の中に何か付け加えておく必要があるのか、その点、ちょっと気になったんですが、どうでしょうか。

○部会長（森 美和子君） 今の件は運営についてやね。この条例内容については大丈夫ですか。

これは皆さんに条例改正についてと、それから運用についてちょっと離して、長かったもので聞きしたいなあと思っていたんですけど、この条例内容については、特段もうこのままでよろしいでしょうか。まだご意見があったら。

（発言する者あり）

○部会長（森 美和子君） それなら森委員、すみません。その後で、またすみません。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 事務局の職員は別に何も無いやけれども、出てくること自体が今は参集しないよというふうな状況になったときに、仕事で出てくることもまずいということになるんで、そうするとオンライン会議そのものをやることもまずいということにはなっていないのかなという懸念です。

○部会長（森 美和子君） 渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 当然職員が出勤できなくなれば会議は開けないと。オンライン会議もできないということになるかと思います。

○部会長（森 美和子君） これはだから、庁内クラスターとかということになれば、もう会議自体は全然できないですよ、もう。封鎖されるんですか、あれって。だから、一部の職員が出てこられたとしても、会議自体が成立しないという場合もありますわね。

渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 場合によっては議会事務局職員全員が出勤できない状態になるということも考えられますので、そうなるともうオンライン会議は実施できないと。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） だから、当たり前のように僕ら事務局の職員がおるものという前提で物事を考えるけど、いや、事務局の職員が出てこんようになったら、これ、オンライン会議も何もないわなという、そこだけ確認したかった。

○部会長（森 美和子君） そうですね。

条例案についてほかに。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） これは4番に必要な事項を議長が別に定めるとありますけれども、これ、何か規程か何かを条例改正と同時に出すような感じのイメージで思っておいたらいいですかね。

○部会長（森 美和子君） 渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 今、村主のほうで資料を読んで説明しましたオンライン会議をやっていくための運営で、ここに書いてあるようなところをこれからいろいろ細かいことまで決めていく

必要があろうかと思えます。ですので、3月は閉会日に条例改正だけ取りあえずやって、それでこの議長が別途に定めるところで要綱を1つ、これから作っていきたくい。それを作るには、今ここに書いたような運営で、もっとこれ以外にあるかもわかりませんが、決めていかならん部分があるので、それを作り上げて要綱としてまとめるという予定でございます。

でも、委員会条例上、これでオンライン会議は、取りあえずは手探りでもできるというふうなところまではこれで行けると思えます。

○部会長（森 美和子君） それでは、条例案についてはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） そうしたら、資料4のほうについて、これは今後のことですが、お気づきの点があればご意見いただきたいと思えます。

森委員、すみません。もう一度言っていた方がいいですか。

どうぞ、森委員。

○部会員（森 英之君） 当然、オンライン会議を行う上では、通信環境が良好に保たれていることということなんですけれども、まああることが通信環境が不安定で良好に保たれないことというのは、音声、映像ともにあり得ると思うんですが、その辺の担保というか、それをどうするかということころはうたっておく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○部会長（森 美和子君） 渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） その辺は要綱の中で何らかの規定をしてかならんかなとは思っております。

この安定な通信環境ということになってきますと、今お配りしておりますポケットWi-Fiですね。これではひょっとすると通信ができないこともあり得ます。容量が決まっておりますので、その容量がいっぱい間近になってきてから、じゃあオンラインとなると、恐らく途中で動かなくなったりとか。ですので、まずはやはりご自宅のほうの通信環境がどうなっているのか、Wi-Fi環境が整っておるかどうかという辺りが、まずはちょっとその辺から、議員皆さんの状況をまずは調査させていただく必要も出てこようかと思えます。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

また、課題をやりながらしてきますか。

こういう課題が整理する必要があるということの認識をしていただいて、これからまた皆さんと練り上げていきたくいと思えますので、事務局いいですか、これで。

村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） 資料以外にも、私、口頭でいろいろお伝えした部分がございます、基本的にここに書いてあるようなことの中で要綱を、要綱も先ほど課長も申し上げたように全てを定めるものではなくて、またそれを別に定める必ずしも一つでなければならんということではなくて、恐らく運用マニュアルとか、そういったものも発生してくると思うんですけれども、少なくとも例規としての要綱レベルで、いわゆる議事が円滑に正確に進んでいけるように定める範囲の中でこういったことを定めさせていただきます。それで、先ほどの簡易表決をオンラインの場合は挙手でどうですかねというのにしても、また要綱案として調整をした時点でご確認をいただきたいと思えます。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 今後またきちっと整理をさせていただいて皆さんにご相談させていただきたいと思います。

次の最後になりますけど、その他の項で、本日の会議は以上でございますが、何かありませんでしょうか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） なければ以上で検討部会を終わらせていただきます。ご苦労さまでした。

午後1時46分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 3 年 3 月 18 日

議会改革推進会議検討部会長 森 美和子